

枚方市ボランティア表彰 被表彰者の推薦に関する Q&A

質問	回答
Q1. 亡くなられた方は表彰の対象となりますか。	A1. <u>亡くなられた方は対象となりません。</u>
Q2. 表彰の対象外となる活動はありますか。	A2. <u>次の活動は対象外です。</u> <ul style="list-style-type: none"> ●国・市等からの委嘱を受けた委員等の活動 (例：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年育成指導員) ●報酬を受けている活動（交通費等の費用弁償は除く。）
Q3. 過去にはどのような方が推薦されていますか。	A3. <u>いきいきサロン等の校区福祉活動やいきいき広場等の青少年健全育成事業、防犯パトロール等の地域活動で活躍してこられた方や、道路上等の清掃活動、福祉施設でのボランティア活動等を長年続けてこられた方等、幅広くご推薦いただいています。</u>
Q4. 活動年数について、継続して5年以上活動していなければ表彰の対象となりませんか。	A4. <u>継続していなくても、累計して5年以上活動されていれば表彰の対象となります。</u>
Q5. 団体において活動年数とは、設立後の年数と表彰対象となる活動をしている年数、どちらを指すのでしょうか。	A5. <u>表彰対象となる活動をしている年数です。</u>
Q6. 推薦書等は市民活動課窓口以外での提出も可能でしょうか。	A6. <u>郵送、Eメールによる受付も行っております。</u>
Q7. 推薦する際に自薦とみなされるのはどのような場合でしょうか。	A7. 以下の場合には自薦とみなし、推薦を認めません。 <ul style="list-style-type: none"> ●被表彰対象者が個人：<u>被表彰者本人、または被表彰者の親族（配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族）による推薦。</u> ●被表彰対象者が団体：<u>被表彰団体自身による推薦、または被表彰団体を構成する者及びその親族（配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族）による推薦。</u>